すみだ全域で始まる「すみだポイント」システム

10月1日からスタート

ＩＣカード活用

墨田区商店街連合会が昭和63年から続けていた「すみだスタンプ」が、この9月末で終了する。

スタンプに変わり、顧客サービスとして、買い物ポイント制度が実施される。

システムの名称は「すみだポイント（仮称）」。スタートは今年10月1日を予定している。

交通系の電子マネー・ICカード乗車券「PASMO（パスモ）」と「Suica（スイカ）」を活用して、加盟店で顧客が買い物をしたら、100円につき1ポイントがもらえるサービスとする。

お客様はそのポイントを貯め▽ポイント加盟店で買い物に活用できるほか、▽クレジット決済が可能、▽既存のICカードなので新たに購入する必要がない（カードを持っていないお客様にはオリジナル磁気カードを発行）――などのメリットがある。

ポイント加盟店も、顧客情報が詳細に管理できるので（管理はすべて事務局で行う）、個店独自の販促活動に利用できる。ターゲットを絞ったセールや集客が可能となる。クレジット等を利用するので、事務の煩雑さから解放される――等のメリットが考えられる。

「すみだスタンプ」の端末機器

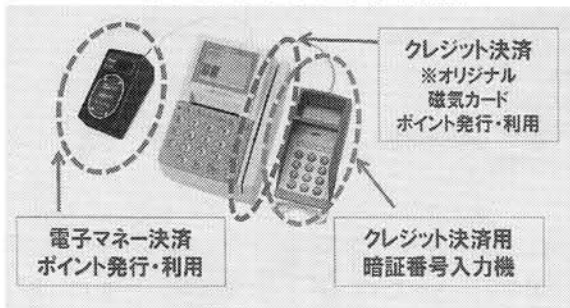

電子マネー決済も

「すみだポイント」は今まで実施していた「すみだスタンプ」を発展的に解消し、時代に合った顧客サービスとして企画された。区民ばかりではなく、東京スカイツリー観光客ら来街者の誰もが利用できる広域ポイントカードシステムにより、地域全体の活性化を図る――ことをコンセプトとしている。

お買い物ポイントは、100円につき1ポイントを付与する。

加盟店は売上げの2%を負担する（100円につき2円）。2円のうち1円（1ポイント）を顧客に付与し、0・5円を運営会社に、残り0・5円をシステムの運用費に充てる。

端末機能は1台でポイント付加機能、電子マネー決済機能、クレジット決済機能―の3役をこなせる機器を加盟店が設置する。

顧客はパスモ、スイカを利用することで電子マネー決済ができるほか、前述のメリットがあり、しかも、ポイント制度は一般社会で急速に普及しているため浸透度・知名度も高く、誰もが、違和感なく参加できる―などのメリットが考えられる。

【ポイント事業導入費用】

《固定費・売上に関係なくかかる費用》

▽加盟店会費＝月額1千円（予定）（2年目以降の加盟は端末リース代が6千円ほどかかる）▽通信費＝月額1千980円（店舗での回線手配・設定等は不要）

固定費は、一般的に各個店で導入した場合、月額2～3万円程度かかると見られる。

《変動費用・売上に応じてかかる費用》

▽ポイント発行経費＝売上金額の2%

▽電子マネー手数料＝取扱金額の数%で調整中

▽クレジットカード（VISA、Masterのみ。JCB、AMEX、Dinersについては各店舗により異なる）。

ホームページ改革に着手

新情報収集へ調査票発送

区商連は今年度、ホームページの更新・改革に着手する。

従来の「ほっとネットすみだ」の抜本的な改革だけでなく、観光情報との連携を図るため、すみだの観光情報サイト「下町めぐり.JP」に、商店街情報マップを掲載した新たなページを新設する。

各商店会と加盟店の最新情報を調査、台帳にまとめる必要があるため、「基本情報調査票」を各商店会に発送致します。

協力依頼は、商店会の基本情報、歩みや歴史、PR情報、情報の取りまとめ・管理役、取材者訪問窓口などで、毎年更新を行っていく方針。

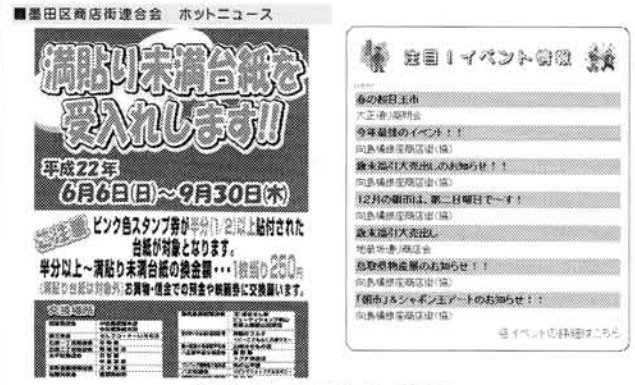

更新される連合会のHP

商店会イベント

イーストコア曳舟商店会「お宝市」など

イーストコア前広場で「曳舟お宝市」（3月21日）を開催。

商店街の模擬店や福祉団体の販売ブース、地元音楽教室のミニコンサートなどが実施された。

目玉企画の〝生卵10個パック50円〟では300枚の整理券があっという間に売り切れるなど、大盛況を見せた。

また、今回は第2会場として、「曳舟界隈むかし写真展」（すみだ生涯学習センター）、第3会場として通り各所に特設模擬店（総菜店の「特製モツ煮込み販売」など）を設置して、回遊性を持たせたイベントで賑わいを演出した。

平成22年度新会長

八広商盛会の新会長に高橋和子氏が選任された。

すみだ個だわりショップ「第5弾」が完成、配布中

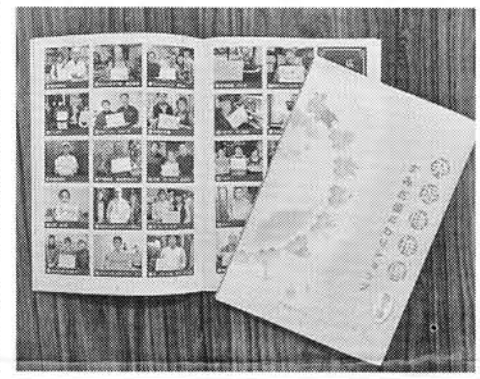

「個だわりすみだ発掘隊」はこのほど、発掘隊お薦めのお店をまとめた「すみだ個だわりショップ」の第5弾を発刊した。

同冊子は区内でキラリと光るお店を紹介し、区民だけでなく、スカイツリーなどの見物に訪れる来街者に下町・すみだのこだわりの個店を紹介している。

第5弾の完成により、こだわりショップとして認定された個店は145店となった。

また、今回は個店を「食」（飲食のお店）、「材」（食べ物、食材のお店）、「品」（物販のお店）、「技」（技術のお店）の4つの分野に分け、それぞれ分かりやすく掲載しているほか、区内を東・西・南・北に分けて、ショップをめぐるコースなども紹介している。

配布場所は次の各所。

▽墨田区役所、▽同各出張所、▽図書館、▽すみだ中小企業センター、▽すみだ産業会館、▽すみだ消費者センター、▽すみだ女性センター、▽すみだ生涯学習センター、▽コミュニティ会館、▽家庭センター、▽子育て総合支援センター、▽子育て相談センター、▽墨田区体育館、▽区商連事務局。

主な「カードシステム」運営規定

第１条　墨田区商店街連合会はカードシステム事業を行うことで、消費者サービスの向上を図るとともに、区内商業の振興を図る。

第２条　本事業の健全な運営と発展を図るため、カードシステム運営委員会を設ける。

（中略）

第６条　ポイントの発行者は、本カードシステム加盟店とする。

２　ポイントの精算窓口は区商連事務局と委託金融機関とする。

４　発行単位は１ポイントにつき１円単位とする。また、１ポイント発行につき発行者の負担は２円の負担とする。

第７条　カードシステム事業には区商連加盟商店会が加盟することができる。ただし、区商連会長が特に必要と認める場合に限り、区商連常任理事会の議決を経て区商連加盟店以外の商業者でもポイント特別参加店としてカードシステム事業に加盟できるものとする。

（中略）

第８条　加盟店は売上等に対して、原則として100円（消費税課税前）ごとに１ポイントの割合で端末機を使用し、カードにポイントを発行しなければならない。

２　加盟店は発行ポイント数に２円を乗じた金額を負担する。

３　加盟店の販売促進を目的としたポイント発行については100円（消費税課税前）ごとに１ポイント以上の倍率で発行できる。

第10条　各加盟店は原則として、毎日、営業時間終了後、カード利用情報を電話回線を介して端末機から本部委託先のホストコンピュータに送信する。

区の商店街振興事業をご活用ください

〈ワンモール／ワントライ作戦〉
・「商店街の新ブランド創出」、「空き店舗活用」、「商店街ホームページ作成」について、補助するとともに専門家を無料で派遣します。

〈魅力ある個店づくり応援隊事業〉
・個店の魅力や特徴を明確に打ち出し、集客力のある店づくりを応援するために、複数の専門家を無料で派遣します。

〈新・元気を出せ商店街事業〉
・イベントや販売促進事業等について補助します。

〈商店街育成事業〉
・街路灯、アーケードなどのハード整備について補助します。

詳しくは　墨田区産業観光部産業経済課
電話　5608－6187まで

J:COM
いつもあなたのそばに…。
ジェイコムすみだ。
J:COM すみだ
さくらケーブルテレビ株式会社
デジタル放送・インターネット・固定電話・ケータイ…。
ご面倒なことはすべてジェイコムにおまかせ下さい。
■お申し込み・お問い合わせはJ:COMカスタマーセンター
フリーコール 0120-953-532
9:00～21:00

株式会社 アド福助
各種イベント総合企画
販促宣伝用品、四季装飾
看板・旗・幕・提灯
ポスター・フォトメニュー
〒131-0043　東京都墨田区立花６－３－６
TEL. 03－3616－5717
FAX. 03－3616－8615